

茨木市既存民間建築物耐震診断補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、本市の区域内に存する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者に対し、市が補助金を交付することにより、建築物の耐震診断の実施を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 一戸建ての住宅、長屋住宅並びに階数が3未満及び床面積の合計が1,000平方メートル未満の共同住宅のうち、次のいずれにも該当するものをいう。ただし、店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもの
 - イ 地階を除く階数が2以下のもの
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第4条第2項の規定により定められた同項第3号の技術上の指針に基づき行う診断（一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」により同指針に基づく診断を行う場合にあっては、同書の2012年改訂版により行う診断に限る。）をいう。
- (3) 予備診断 耐震診断に要する費用の見積りを行う等の目的で、予備的に耐震診断対象建築物や設計図書等の概要の確認を行う現地調査等をいう。
- (4) 耐震診断技術者 次に掲げる技術者（その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含む。）
 - ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 公益社団法人大阪府建築士会が主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会（平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者名簿に登録されている者
 - (イ) 建築士法第2条第1項に規定する建築士で、一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅の耐震診断と補強方法講習会（平成24年度以後に開催されたものに限る。）の受講修了者
 - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会の受講修了者として都道府県に登録されている者

(補助対象建築物)

第3 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、建築基準法の規定に適合するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。ただし、木造住宅の耐震診断を行う場合にあっては平成12年5月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 現に居住し、又は居住しようとする一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物（イにおいて「要安全確認計画記載建築物」という。）を除く。）

イ 住宅でない現に使用している法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物を除く。第5第1項第3号において「特定既存耐震不適格建築物」という。）

(補助対象者)

第4 補助対象となる者は、第3に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

(補助金額)

第5 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象建築物の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅（木造住宅を除く。） その戸数に1戸当たり25,000円を乗じて得た額又は第3号に定める額のいずれか少ない額

(2) 木造住宅 耐震診断費用（その額が1平方メートル当たり1,000円として計算して得られた額を超えるときは、当該計算して得られた額）の10分の9に相当する額又は1戸当たり45,000円として計算して得られた額のいずれか少ない額

(3) 特定既存耐震不適格建築物 耐震診断及び予備診断に要した費用（その額が次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額を超えるときは、当該合計額）の2分の1に相当する額又は1,000,000円のいずれか少ない額

ア 面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり3,600円として計算して得られた額

イ 面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,540円として計算して得られた額

ウ 面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり1,030円として計算して得られた額

2 前項の規定にかかわらず、大阪府の予算の範囲内において前項第1号又は第3号に掲げる補助対象建築物が大阪府震災対策推進事業補助採択基準（平成30年4月1日実施）に定める分譲マンション耐震診断補助の採択基準に該当する場合の補助金の額は、当該補助対象建築物に対する前項第1号又は第3号に定める補助金の額

に大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱（平成 30 年 4 月 1 日実施）に基づき交付する当該補助対象建築物に対する補助金の額を加えた額とする。

- 3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ耐震診断を行う前に、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は建築基準法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し（当該書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
 - (2) 耐震診断費の見積書
 - (3) 当該建築物の所有者が分かる書類
 - (4) 当該建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震診断の実施をしてよい旨の同意書（区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る組合決議書及び管理組合規約）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定及び通知）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し茨木市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。
（耐震診断の着手）

第8 第7第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに茨木市既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（耐震診断内容の変更及び中止）

第9 補助決定者は、第6の交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請事項変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更申請があった場合、市長は第7第1項に準じて決定の内容を変更し、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金変更通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（耐震診断の報告）

第10 補助決定者は、耐震診断が終了したときは、茨木市既存民間建築物耐震診断報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に

報告しなければならない。

- (1) 耐震診断費用に係る領収書（写しでも可）
- (2) 耐震診断費の明細書（写しでも可）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助決定者に通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金交付額確定通知書を受けた者は、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

（補助の取消し）

第14 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助決定者に通知する。

（補助金の返還）

第15 市長は、第14の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、茨木市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命じることができる。

（補助決定者に対する指導）

第16 市長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

（市長の指示）

第17 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の茨木市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱によって、定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間、所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から実施する。